

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び長崎県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則	総務文書課
◎ 告 示	
・ 県民ボランティア活動支援センターの指定管理者の指定	県民生活環境課
・ 指定管理者の指定	自然環境課
・ 長崎県視覚障害者情報センターの指定管理者の指定	障害福祉課
・ 公有水面埋立ての免許	漁港漁場課
・ 道路の区域変更	道路維持課
・ 長崎県立佐世保青少年の天地、長崎県立千々石少年自然の家及び長崎県立世知原少年自然の家の指定管理者の指定	生涯学習課
・ 長崎県立西彼青年の家及び長崎県立対馬青年の家の指定管理者の指定	"
・ 長崎県立総合体育館、長崎県営野球場、長崎県小江原射撃場、長崎県立総合体育館県北トレーニング室及び長崎県立武道館の指定管理者の指定	体育保健課
◎ 公 告	
・ 土地改良区の役員の就退任（2件）	農村整備課
・ 土地改良区の清算人の就任	"
◎ 正 誤	
・ 令和2年11月17日付け長崎県公報第10971号中	収用委員会事務局

規 則

長崎県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び長崎県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月12日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第3号

長崎県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び長崎県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則（長崎県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第1条 長崎県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年長崎県規則第56号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第5号、様式第6号、様式第8号、様式第10号、様式第13号、様式第17号（その1）及び様式第17号（その2）中「㊟」を削る。

（長崎県行政不服審査法施行細則の一部改正）

第2条 長崎県行政不服審査法施行細則（平成28年長崎県規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第6号及び様式第10号中「_____ 印」を「_____」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第23号

県民ボランティア活動支援センター条例（平成12年長崎県条例第73号）第3条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年1月12日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
県民ボランティア活動支援センター	長崎市小峰町11番3-301号 特定非営利活動法人 F i n e ネットワークな がさき 代表理事 山本 倫子	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

長崎県告示第24号

自然公園内県営公園施設条例（昭和32年長崎県条例第20号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年1月12日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
雲仙公園テニスコート	雲仙市小浜町雲仙500番地1 株式会社 青雲荘 代表取締役社長 久野 隆紹	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
田代原野営場	雲仙市吾妻町牛口名714番地 雲仙市 市長 金澤 秀三郎	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
大浜園地休憩施設	佐世保市宇久町平1925番地 株式会社 丸勝興産 代表取締役 森田 清文	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
海洋スポーツ基地カヤックセンター	佐世保市椎木町無番地 公益財団法人 佐世保市体育協会 会長 吉澤 俊介	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

長崎県告示第25号

長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和47年長崎県条例第38号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年1月12日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県視覚障害者情報センター	長崎市橋口町10-22 一般社団法人 長崎県視覚障害者協会 会長 野口 豊	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

長崎県告示第26号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。
令和3年1月12日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日 令和3年1月4日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名
 名 称 五島市
 所 在 地 長崎県五島市福江町1番1号
 代表者氏名 五島市長 野口 市太郎
 代表者住所 長崎県五島市福江町1番1号
- 3 埋立ての区域
 (1) 位 置 (1工区) 長崎県五島市平蔵町1679番、1680番1から1681番に隣接する里道及び1686番3の地先公有水面
 (2工区) 長崎県五島市平蔵町1677番1及び1679番の地先公有水面
 (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 (3) 面 積 372.34平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 (1) 位 置 長崎県五島市平蔵町1677番1から1680番1を経て1686番3に至る各地内及び地先公有水面
 (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 (3) 面 積 2,869.65平方メートル
- 5 埋立地の用途 道路用地

長崎県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 令和3年1月12日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路 線 名 上岳宮ノ浦線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市西彼町中山郷字迎ノ後524番1地先から 西海市西彼町中山郷字迎ノ後529番1地先まで	前	23.7~33.1	44.4	
	後	23.7~40.3	44.4	

長崎県告示第28号

長崎県立佐世保青少年の天地条例（昭和44年長崎県条例第15号）第2条及び長崎県立少年自然の家条例（昭和48年長崎県条例第68号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。
 令和3年1月12日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県立佐世保青少年の天地 長崎県立千々石少年自然の家 長崎県立世知原少年自然の家	佐世保市烏帽子町376番地 特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会 理事長 鶴崎 耕一	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

長崎県告示第29号

長崎県立青年の家条例（昭和50年長崎県条例第35号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年1月12日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県立西彼青年の家	西海市西海町太田和郷4600-10 西彼青年の家施設運営協会 会長 渡邊 久範	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
長崎県立対馬青年の家	対馬市峰町三根1186番地 対馬青年の家施設運営協会 会長 比田勝 尚喜	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

長崎県告示第30号

長崎県体育施設条例（昭和39年長崎県条例第50号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年1月12日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県立総合体育館 長崎県営野球場 長崎県小江原射撃場	長崎市淵町2番25号 長崎DS・スポーツ協会グループ 代表者 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社 代表取締役社長 大熊 稔幸	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
長崎県立総合体育館県北トレーニング室 長崎県立武道館	佐世保市椎木町無番地 公益財団法人 佐世保市体育協会 会長 吉澤 俊介	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

公 告**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大清水土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年1月12日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 口 勝 博	壱岐市勝本町片山触973	山 本 利 夫	壱岐市勝本町片山触148
山 本 利 夫	壱岐市勝本町片山触148	山 口 勝 博	壱岐市勝本町片山触973
山 川 泰 文	壱岐市勝本町片山触696	山 川 泰 文	壱岐市勝本町片山触696
重 田 豊 次	壱岐市芦辺町箱崎谷江触1064	重 田 豊 次	壱岐市芦辺町箱崎谷江触1064
吉 富 利 英	壱岐市芦辺町箱崎谷江触1115	中 村 久 文	壱岐市芦辺町箱崎谷江触1051
吉 野 勇	壱岐市勝本町新城東触387	吉 野 勇	壱岐市勝本町新城東触387
松 川 秀 義	壱岐市勝本町新城東触921	松 川 秀 義	壱岐市勝本町新城東触921
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 熊 克 彦	壱岐市勝本町片山触978	松 熊 克 彦	壱岐市勝本町片山触978
中 村 久 文	壱岐市芦辺町箱崎谷江触1051	吉 富 開 成	壱岐市芦辺町箱崎谷江触1059
松 永 幸 徳	壱岐市勝本町新城東触1064	松 永 幸 徳	壱岐市勝本町新城東触1064
赤 岩 和 人	壱岐市勝本町東触2266		

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、芦辺北部土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年1月12日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
末 永 榮 幸	壱岐市芦辺町箱崎本村触938番地2	末 永 榮 幸	壱岐市芦辺町箱崎本村触938番地2
富 田 英 司	壱岐市芦辺町箱崎中山触2158番地	寺 田 武 人	壱岐市芦辺町国分東触28番地
中 村 久 文	壱岐市芦辺町箱崎谷江触1051番地	小 島 國 光	壱岐市芦辺町箱崎大左右触2132番地

米 倉 勇 次	壱岐市芦辺町箱崎大左右触1194番地	松 島 成 夫	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触917番地
榊 崎 文 雄	壱岐市芦辺町国分川迎触401番地	藤 本 光 義	壱岐市芦辺町箱崎江角触1656番地
松 島 康 博	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触213番地	中 村 久 文	壱岐市芦辺町箱崎谷江触1051番地
江 川 常 博	壱岐市芦辺町箱崎江角触1691番地	金 丸 忠 幸	壱岐市芦辺町中野郷仲触82番地
永 田 千 憲	壱岐市芦辺町中野郷仲触1008番地	富 田 英 司	壱岐市芦辺町箱崎中山触2158番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
川 原 裕 喜	壱岐市芦辺町箱崎中山触235番地 1	深 見 忠 生	壱岐市芦辺町箱崎大左右触708番地 6
山 口 信 幸	壱岐市芦辺町深江鶴亀触36番地	濱 田 正 剛	壱岐市芦辺町箱崎本村触1592番地 2

土地改良区の清算人の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人玉之浦東土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和3年1月12日

長崎県知事 中村 法道

就任清算人	
氏 名	住 所
近 藤 茂 八	長崎県五島市玉之浦町幾久山422番地
川 上 敏 昭	長崎県五島市玉之浦町上の平1240番地
中 山 龍 年	長崎県五島市玉之浦町中須508番地
川 端 重 則	長崎県五島市玉之浦町中須226番地 1
山 下 勝 彦	長崎県五島市玉之浦町中須517番地 2
久 保 敏 廣	長崎県五島市玉之浦町玉之浦418番地 2
南 勝 美	長崎県五島市玉之浦町幾久山485番地
山 田 秀 則	長崎県五島市玉之浦町中須186番地、187番地 3
橋 本 博 実	長崎県五島市玉之浦町幾久山496番地
佐々野 満	長崎県五島市玉之浦町幾久山432番地 2
高 田 政 次	長崎県五島市玉之浦町上の平1316番地
上 川 義 則	長崎県五島市玉之浦町上の平1321番地

正 誤

令和2年11月17日付け長崎県公報第10971号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1823	50	添付書類	その添付書類
1823	53	添付書類	その添付書類
1824	7	書類の補正	書類の欠陥の補正

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト